法第二十三条の認定に係る評価	
非耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合	百六十二万円
耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合	百七十九万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	百十五万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百二十九万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十七万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百六十四万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百四万円

特定主要構造部の全部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価	
非耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百八十六万円を加算した額
非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百五十二万円
耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に二百十万円を加算した額
柱について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千二百円を乗じた額に二百六十六万円を加算した額
床又ははりについて加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千円を乗じた額に二百四十万円を加算した額

特定主要構造部の一部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価	
非耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百八十六万円を加算した額
非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百五十二万円
耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に二百十万円を加算した額
柱について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千二百円を乗じた額に二百六十六万円を加算した額
床又ははりについて加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千円を乗じた額に二百四十万円を加算した額

法第二十三条の認定に係る評価	
非耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合	百一万円
耐力壁について二十分間の準防火性能を有することを確かめる場合	百三十七万円
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十一万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十六万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十一万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百二万円

主要構造部の全部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価	
非耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百三万円を加算した額
非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百一万円
耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百四十万円を加算した額
柱について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千二百円を乗じた額に百三十三万円を加算した額
床又ははりについて加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千円を乗じた額に百四十一万円を加算した額

主要構造部の一部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価	
非耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百八十六万円を加算した額
非耐力壁について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百五十二万円
耐力壁について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に二百十万円を加算した額
柱について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千二百円を乗じた額に二百六十六万円を加算した額
床又ははりについて加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千円を乗じた額に二百四十万円を加算した額